

職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和元年12月16日（月）

局側：環境局長他

組合側：市従環境事業支部支部長 市職環境局支部支部長他

（局側）

ただいまから、年末年始期間における即日収集体制の確保及び時差勤務の導入にかかる本交渉を行います。休日勤務を含む作業計画及び時差勤務の導入については、資料を事前にお渡ししており、説明は概要とさせていただきます。

年末期間の12月30日、31日については、市民ニーズに適切に対処するため、休日勤務により、即日収集体制を確保のうえ、所定の作業を実施いたします。また、令和元年12月25日から令和2年1月7日の期間において、作業事故や交通事故等を防止する安全作業・安全運転の観点から日没後の作業時間を減少させるため、時差勤務を導入することとしております。

次に、管理体制についてですが、必要最小限の人数の行政職員・事業担当主事・事業担当主事補の職員が休日勤務にて、所定の業務を実施いたします。

労働組合の皆様におかれましては、休日勤務及び時差勤務について、ご理解をいただき、ありがとうございます。

以上でございます。

（組合側）

例年、年末年始の期間中は、局として市民ニーズに適切に対処するため、即日収集の体制を確保したうえで、年末年始特別作業として実施されてきたところであり、労働組合としても、即日収集体制の確保に協力してきたところです。

時差勤務の導入及び休日勤務については、先の交渉の中で、必要性について理解しますので、労使で協議した内容で了承することとします。また、年末年始特別作業において、組合員の安全を確保することは当然のことですが、不測な事態が生じた場合は、局として、誠意をもって対応するようあわせて求めておきます。

最後に、一言申しあげます。宮城県石巻市、熊本県熊本市、岡山県倉敷市、長野県長野市災害支援や、2018年度の台風21号における災害ごみの対応においては、組合員一人ひとりが、環境局の職員として、市民生活を守るという強い使命感を持ったうえで、この間、「直営」で培った経験とノウハウを活かし、「直営」の強みを、発揮しきったからこそ、迅速な対応に繋がり、成果を挙げてきたものと考えています。

我々は、家庭系ごみ収集輸送事業は、災害時での対応をはじめ公共関与が必要な事

業であると考えていますから、引き続き「直営」を基本とすることを求めるとともに、今後の廃棄物行政は、コスト論のみの議論ではなく、市民の生活環境を守るという観点を踏まえた総合的な検討を引き続き行うよう求めておきます。

(局側)

以上をもちまして、本日の交渉は終了いたします。